1

令和８年第５回

多治見市議会定例会議案

令和８年11月24日

目　　次

報第35号　専決処分の報告について……1
報第36号　専決処分の報告について……3
報第37号　専決処分の報告について……6
報第38号　専決処分の報告について……8
報第39号　専決処分の報告について……9
報第40号　専決処分の報告について……10
議第105号　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて……11
議第106号　多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて……13
議第107号　多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて……23
議第108号　多治見市健全な財政に関する条例等の一部を改正するについて……24
議第109号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて……26
議第110号　多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて…27
議第111号　多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正するについて……29
議第112号　多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて……30
議第113号　多治見市火災予防条例の一部を改正するについて……31
議第114号　多治見市下水道条例の一部を改正するについて……32

報第35号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第22号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年11月５日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１　事件名　土地賃料等請求事件

２　当事者　原告　多治見市　代表者　多治見市長　髙木　貴行

被告　愛知県名古屋市港区港栄四丁目601番

日善株式会社　代表者　代表取締役　梁原　秀樹

3　事件の概要

（１）　平成23年12月８日、被告は、担保不動産競売により建物（以下「本件建物」という。）を取得した。

（２）　本件建物は、原告が所有する多治見市笠原町字平下991番３の一部をその敷地の一部としている。

（３）　平成24年４月１日、原告と被告は、多治見市笠原町字平下991番３の一部（645.93㎡）の土地賃貸借契約を締結した。

（４）　被告は、令和６年４月１日以後の賃料を支払っていない。原告は、被告に対し、令和８年８月６日及び同年９月28日に未払賃料の支払いを求める文書を送付したが、支払いはない。

（５）　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの未払賃料の合計は、478,084円である。

4　請求の要旨

（１）　被告は、原告に対し、金478,084円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払い済みまでの遅延損害金を支払え。

（２）　訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5　訴訟物の価額　一金　478,084円

6　その他　本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第36号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第23号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年11月５日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１　事件名　共有物分割請求事件

２　当事者　原告　多治見市　代表者　多治見市長　髙木　貴行

被告　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊　＊＊＊

3　物件目録

所在地　　多治見市笠原町字向島2350番

地　目　　山林

地　積　　2,254㎡

4　事件の概要

（1）　原告は、物件目録記載の土地（以下「本土地」という）につき、90,720分の84,448の持分を有する共有者である。被告は、本土地の3,240分の224の持分を有する共有者である。

（2）　本土地は、旧多治見市立笠原中学校跡地（以下「本跡地」という。）の隣接地である。

（3）　原告は、本跡地に大学を誘致することとした。これに際し、原告は、本土地の共有者らに対し、本土地の共有持分の買取り交渉を行い、被告以外の共有者らから本土地の共有持分を取得した。しかしながら、被告は、原告による本土地の共有持分の取得に応じなかった。

（4）　本土地は、山林であり、分筆に多大な費用と労力を要する。本土地は、共有持分の９割以上を保有している原告に取得させるのが相当である。原告は、本土地を適正価格で買い取る意思及び能力がある。被告の住所は本土地から遠方であることから、本土地の管理は困難であり、原告に本土地を取得させても原被告間の公平を何ら害しない。原告は、本土地の共有持分を被告から買い取った上、本土地を大学に無償譲渡したいと考えている。

（5）　よって、原告は、民法（明治29年法律第89号）第258条第１項の規定に基づき本土地を、本土地のうち被告共有持分を原告が買い取る方法で分割するよう求める。

5　請求の要旨

（1）　本土地を分割する。

（2）　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

6　訴訟物の価額　一金　2,430円

7　その他　本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

報第37号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第19号

損害賠償の額を定めるについて

本市職員（税務課所属）が、誤認により、相続人ではない親族に、令和７年12月22日付けで納税義務の承継を知らせ、相続の意思を確認するための文書を送付した。これを受け、当該親族が家庭裁判所に相続放棄の申述手続を行い、本来必要のなかった手続費用について損害が発生した。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年９月10日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額

相手方１	6,940円

相手方２	1,880円
相手方３	9,930円
相手方４	6,040円
相手方５	450円
合計	25,240円

報第38号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第20号

損害賠償の額を定めるについて

多治見市総合体育館第２競技場の利用料金の一部について、システムの設定誤りに起因し、令和８年７月22日までの間、同施設の指定管理者が令和７年４月１日改定前の金額で料金を誤って徴収していた。利用者に責はないため、負担を求めないこととしたが、これにより、納入されるべき金額との差額について、当該指定管理者に損害が発生した。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年10月30日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　112,308円

報第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第21号

損害賠償の額を定めるについて

令和８年７月27日午前８時頃、多治見市立共栄小学校南側の法面において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該法面の南側に位置する市有地の駐車場内に駐車中の軽自動車に当て、同車両右フロントドア（窓ガラスを含む。）を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年10月30日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　311,443円

報第40号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　貴　行

専第24号

損害賠償の額を定めるについて

令和８年10月２日午前８時頃、市内大原町９丁目地内において、市道513600線を南進中の普通自動車が、道路上に生じた穴にはまり、同車両左側前輪のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年11月９日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　3,696円

議第105号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第２条　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「100分の230」を「100分の232.5」に改め、同項第２号中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

別表市長の項中「1,005,000円」を「1,035,000円」に、同表副市長の項中「840,000円」を「865,000円」に、同表教育長の項中「665,000円」を「685,000円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第５条の規定は、令和８年12月１日（次項において「適用日」という。）から適用する。

３　第１条の規定による改正前の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規

定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

議第106号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第18条の２第１項中「4,700円」を「5,000円」に、「7,700円」を「8,000円」に、「7,050円」を「7,500円」に、「11,550円」を「12,000円」に改め、同条第２項中「23,500円」を「25,000円」に改める。

第18条の４第２項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の106.25」を「100分の108.75」に改め、同条第３項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の71.25」を「100分の73.75」に、「100分の106.25」を「100分の108.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第18条の７第２項第１号中「100分の106.25」を「100分の108.75」に、「100分の126.25」を「100分の128.75」に改め、同項第２号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

一般職給料表

（単位　円）

職員の区分	級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400

24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900	467, 200
25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300	467, 800
26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500	468, 400
27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700	469, 000
28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600
29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300
30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100
31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500
32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	

53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400		
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700		
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900		
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100		
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400		
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700		
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900		
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100		

82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400		
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700		
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900		
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100		
86	275, 500	315, 300	366, 500				
87	275, 800	315, 600	366, 900				
88	276, 100	315, 900	367, 300				
89	276, 400	316, 200	367, 500				
90	276, 700	316, 500	367, 900				
91	277, 000	316, 800	368, 300				
92	277, 300	317, 100	368, 700				
93	277, 600	317, 300	368, 900				
94		317, 500	369, 200				
95		317, 800	369, 600				
96		318, 200	369, 900				
97		318, 400	370, 200				
98		318, 700	370, 600				
99		319, 000	371, 000				
100		319, 400	371, 400				
101		319, 600	371, 900				
102		319, 900	372, 300				
103		320, 200	372, 700				
104		320, 500	373, 100				
105		320, 700	373, 600				
106		321, 000	374, 000				
107		321, 300	374, 300				
108		321, 600	374, 600				
109		321, 800	375, 000				
110		322, 100					

	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		175,000	198,100	233,900	251,800	265,300	287,600	324,300

第２条　多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の４第２項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同条第３項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の73.75」を「100分の72.5」に、「100分の108.75」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第18条の７第２項第１号中「100分の108.75」を「100分の107.5」に、「100分の128.75」を「100分の127.5」に改め、同項第２号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

特定任期付職員給料表

（単位　円）

号給	給料月額
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000

別表第２（第８条関係）

一般任期付職員給料表

（単位　円）

１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第４条　多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の232.5」を「100分の237.5」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

第１号任期付研究員給料表

（単位　円）

号給	給料月額
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000

別表第２（第５条関係）

第２号任期付研究員給料表

（単位　円）

号給	給料月額
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第５条　多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改める。

（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第６条　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第１項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に改める。

第20条の２第１項中「100分の106.25」を「100分の108.75」に改める。

第30条中「100分の126.25」を「100分の128.75」に改める。

第30条の２第１項中「100分の106.25」を「100分の108.75」に改める。

第７条　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第１項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の71.25」を「100分の72.5」に改める。

第20条の２第１項中「100分の108.75」を「100分の107.5」に、「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

第30条中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の71.25」を「100分の72.5」に改める。

第30条の２第１項中「100分の108.75」を「100分の107.5」に、「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第５条及び第７条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条の２第１項及び第２項並びに別表第１の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第３条の規定による改正後の多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定及び第４条の規定（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）別表第１及び別表第２の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第18条の４第２項及び第３項並びに第18条の７第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第４条の規定（任期付研究員条例第６条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付

職員条例又は第４条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の任期付職員条例又は第４条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例又は第４条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第３条　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

議第107号

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第２条の３第１項中「同意を得た場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す」を「申出により、口座振替の」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第108号

多治見市健全な財政に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市健全な財政に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市健全な財政に関する条例等の一部を改正する条例

（多治見市健全な財政に関する条例の一部改正）

第１条　多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「毎年２回以上」を「毎会計年度１回」に改める。

第６条第３項を削り、同条第４項中「決算の概要を公表するに当たっては、第１項及び第２項」を「前２項」に、「による」を「により」に、「を併せて」を「を作成したときは、速やかに」に改め、同項を同条第３項とする。

第27条第２項中「すべて」を「全て」に改め、同項第３号及び第４号並びに同条第３項中「取組み」を「取組」に改める。

第28条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第34条中「取組み」を「取組」に、「すべて」を「全て」に改める。

（多治見市財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　多治見市財政状況の公表に関する条例（平成４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、10月１日から翌年３月31日までの期間におけるものを５月末日までに」を削る。

（多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「11月30日」を「11月末日」に改め、「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削る。

（多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第４条　多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「11月30日」を「11月末日」に改め、「、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第109号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表98の項中「第39条の22第１項」を「第39条の11第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第110号

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第８号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項ただし書中「第10条第１項の規定により支給する」を「第８条第１項の規定により医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける」に改め、同条第２項中「第10条第１項の規定により支給する」を「第８条第１項の規定により医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける」に、「第58条第３項第１号」を「第58条第４項第１号」に改める。

第７条第１項中「を提示し」を「の提示又は電子資格確認により、受給資格者であることについて保険医療機関等の確認を受け」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の「電子資格確認」とは、受給資格者が市に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、受給資格者の情報（この条例により助成する医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市から回答を受けて当該情報

を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。

第８条の見出しを「（支給の方法）」に改め、同条に次の２項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

３　前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

第９条中「前条」を「前条第１項」に、「助成し」を「支給し」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条　削除

附　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定（「第58条第３項第１号」を「第58条第４項第１号」に改める部分に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。

議第111号

多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正するについて

多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第１条中「同条第８項」を「同条第９項」に、「同条第７項」を「同条第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第112号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条第２項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同条に次の１項を加える。

４　前２項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があるとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、原状回復又は撤去の全部又は一部を免除することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第113号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「前項の」を「前項に」に改め、同条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第21条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第22条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第20条第３項の規定を準用する。

第23条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第20条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第114号

多治見市下水道条例の一部を改正するについて

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年11月24日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市下水道条例の一部を改正する条例

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日又は下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）附則第１条本文に規定する施行の日のいずれか遅い日から施行する。